

「慶佐次川自然環境再生協議会設置要綱」

第1章 総則

(設置趣旨)

第1条 沖縄県自然環境再生指針に沿った慶佐次川及びその流域（以下「対象区域」という）の自然環境を再生することにより、自然豊かな森林・河川・海域を取り戻し、地元を含めた多くの人々が訪れ、自然とふれあい学べる場を維持・活用することで、地域の活性化にも寄与することを目指し、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然環境再生協議会は、慶佐次川自然環境再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 対象区域の自然環境再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然環境再生全体構想の作成
- (2) 自然環境再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然環境再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 自然環境再生事業の事業区域（実施箇所）の維持活用に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、第1条の設置趣旨に賛同する次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 自然環境再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、特定非営利活動法人等各種団体、土地所有者、自然環境に関し専門的知識を有する者、地域の教育関係者
- (3) 関係行政機関
- (4) その他協議会から参加の合意を得られた者

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

(辞任及び除名)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 会員が協議会の運営に著しい支障をきたす場合等、協議会の合意により当該会員を除名することができる。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議等

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に会員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、専門的な協議を必要と認める場合、協議会とは別に専門アドバイザーによる会議を設置し、専門的協議を要請することができる。

(専門アドバイザー)

第10条 専門アドバイザーは、必要に応じ会員及び会員以外の専門的知見を有する者から選任する。

- 2 専門アドバイザーは、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議会に報告する。

(公開)

第11条 協議会及び専門アドバイザーによる会議は、個人情報の保護上または生物の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、慶佐次区、東村観光推進協議会、東村及び沖縄県環境部環境政策課で構成し、主務は沖縄県環境部環境政策課で行う。
- 3 協議会に参加する会員は、運営事務局を積極的にサポートする。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の議事・進行に関する事項
- (2) 協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(要綱改正)

第14条 この要綱は、第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会に出席した会員の合意を得て、改正することができる。

(運営細則)

第15条 この要綱の定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。